

## ニュースレター

2021年 1月

For more information,  
please contact:

Andy Leck  
+65 6434 2525  
[andy.leck@bakermckenzie.com](mailto:andy.leck@bakermckenzie.com)

Andre Gan  
+95 1 9255095 # 8857  
[andre.gan@wongpartners.com](mailto:andre.gan@wongpartners.com)

Anthony Chadd Ramos Concepcion  
+95 1 9255095 #8868  
[chadd.concepcion@bakermckenzie.com](mailto:chadd.concepcion@bakermckenzie.com)

日本語でのお問い合わせ：  
Yoko Inoue (井上 洋子)  
+65 6434 2605  
[yoko.inoue@bakermckenzie.com](mailto:yoko.inoue@bakermckenzie.com)

## ミャンマーIP 速報

ミャンマーは 2020 年 10 月 1 日に新しい商標システムのソフトローンチを開始しました。新年を迎えるにあたり、ソフトローンチの進捗状況と今後数カ月の見通しについてお知らせします。

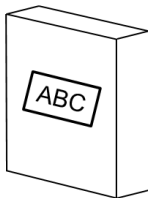

### 1. 商標出願手続き

新しい商標システムのソフトローンチが進行中である。但し、オンラインシステムは、現在限定された機能・容量での運営となっている。例えば、委任状や承認フォーム (TM2) のオンラインでの送信はまだできない。同様に、支払い機能もまだ無効となっている。これらの機能は、後日移行期間の終了間際に有効になるものと思われる。

更に、ミャンマー知的財産庁は、近日、新しいシステム下における商標出願に関して以下を確認している：

- シリーズ標章は許可されない
- 色彩クレームは利用可能となり、出願者はどの色がクレームされているかを特定する必要がある。色彩クレームがない場合には、標章は黒白とされる。
- 旧商標システム下では、商標登録は、製品パッケージやその他のトレードドレス要素と一緒に登録するのが一般的だが、新しいシステムの下では、審査員は標章の主要な特徴のみを再申請の対象としている。

下記に、当該ルールがどのように適用されるか例を示します：

所有権の宣言書の下、 以前登録された標章	新商標システムの下、 再申請される標章
	

- 提出された出願書には出願番号が付与されるが、**公式手数料**が支払われるまで保留される。
- 新しいシステム下での商標検索は、現在まだ利用できないが、システムの移行に伴い有効となる。



## 2. 移行期間

ミャンマー知的財産庁の公式発表は、ソフトローンチの終了時期について、明確な期限を明示していない。以前の議論では、2021年3月31日までか、更なる延長の可能性も示唆されていた。第1四半期に移行するにあたり、この点も念頭に置いておくことを勧める。

## 3. 公式手数料

商標のサービス及び出願の公式手数料は、まだ正式に公表されていない。私どもは、ミャンマー知的財産庁がアセアン近隣国と同等な費用とする意向であると考え。参考までに、アセアン諸国における最近の費用調査では、公式出願手数料は(1クラス、1マークに対して)100から150米ドル程である。

## 4. 委任状

現時点において、新しい商標システムに基づく出願は、委任状および商標承認フォーム(TM2)の提出なしに処理、提出できる。本要件に関わる詳細、要件内容は確定しておらず、まだ検討中と思われる。

## 5. 新しい標章の登録および証書登録事務所 (Office of Registration of Deeds: 「ORD」)の再開

ソフトローンチ中の再申請手続きに参加できるのは、ミャンマーで以前登録または使用されていた標章のみとなる。これを考慮の上、ミャンマー知的財産庁は、ソフトローンチ後も、引き続き所有権宣言書を登録する旧登録システム下の商標登録出願が可能であることを明確化した。

ORDは2021年1月19日に再開され、現在、所有権宣言書の登録申請を受け付けている。私どもは、数日以内に保留中のORDへの申請書提出の準備を進めている。ORDは今後4週間から6週間以内に、新たに提出された宣言書の申請が登録されると予想される。但し、この時期については、ヤンゴンにおけるコロナ対策措置の変更や、ORDによって処理される宣言書の登録申請数により左右されるものとなる。

ミャンマーにおいて、新たな標章登録を検討されるクライアント様については、推定移行期限である2021年3月末に向けて、ORD事務所の閉鎖の可能性を考慮の上、所有権宣言書の登録の代わりに、警告通知(Cautionary Notice)を発行する別のアプローチも考慮することを勧める。

\* \* \* \* \*

私どもは、今後もミャンマーにおける知的財産保護の進展を引き続き監視し、最新情報を適宜ご報告申し上げます。ご懸念や急を要するご質問等ございましたら、何なりとご連絡いただきますようお願い申し上げます。

[www.bakermckenzie.com](http://www.bakermckenzie.com)

Baker & McKenzie

8 Marina Boulevard  
#05-01 Marina Bay Financial Centre  
Tower 1  
Singapore 018981

Tel: +65 6338 1888  
Fax: +65 6337 5100